

## 緊急安全措置の実施について（報告）

## 【緊急安全措置の概要】

令和 3 年度

空家等所在地	菖蒲地区内
措置実施部局等	建設部 都市整備課（職員 2 名）
措置実施年月日	令和 4 年 3 月 3 0 日
措 置 内 容	ベニヤ板により窓を封鎖
費 用	—
措置実施理由	<p>1 階の窓ガラスが割れ、不特定者が建物内へ容易に侵入でき、火災又は犯罪が誘発されるおそれがあった。</p> <p>当該空家等は、法定相続人が全員相続放棄をし、所有者が不存在であることから、このまま放置すると周辺住民に危害が及ぶおそれがあるため、緊急に当該措置を行う必要があると判断した。</p>
措置後の状況	久喜市空家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、措置の内容を告示した。

空家等所在地	久喜地区内
措置実施部局等	建設部 都市整備課（職員 2 名）
措置実施年月日	令和 4 年 3 月 3 0 日
措 置 内 容	雨戸の撤去
費 用	—
措置実施理由	<p>2 階の戸袋が破損し、雨戸が外れている状況にあり、強風などで雨戸が飛散するおそれがあった。</p> <p>当該空家等は、法定相続人が全員相続放棄をし、所有者が不存在であることから、このまま放置すると周辺住民に危害が及ぶおそれがあるため、緊急に当該措置を行う必要があると判断した。</p>
措置後の状況	久喜市空家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、措置の内容を告示した。

令和4年度

空家等所在地	菖蒲地区内
措置実施部局等	建設部 都市整備課（業務委託）
措置実施年月日	令和4年6月25日
措置内容	樹木の剪定
費用	¥154,000
措置実施理由	敷地内の草木が著しく繁茂し、道路へ枝葉が越境しており、通行に支障が生じていた。 当該空家等は、法定相続人が全員相続放棄をし、所有者が不存在であることから、このまま放置すると通行に支障が生じるため、緊急に当該措置を行う必要があると判断した。
措置後の状況	久喜市空家等の適切な管理に関する条例第8条第3項の規定により、措置の内容を告示した。

※費用については、所有者が不存在のため、請求できません。

◎久喜市空家等適切な管理に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等（以下この条及び次条において「措置対象空家」という。）に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第6条の助言若しくは指導若しくは前条の規定による勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、当該措置対象空家の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき、当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により当該措置対象空家の所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を当該措置対象空家の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき又は当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置に係る費用を支出したときは、当該措置対象空家の所有者等にその費用を請求することができる。

◎久喜市空家等適切な管理に関する条例施行規則（抜粋）

（緊急安全措置）

第5条 条例第8条第1項に規定する規則に定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施錠の確認又は開放されている扉、窓若しくは門扉の閉鎖
- (2) 空家等の著しく破損した部分の養生
- (3) 空家等の一部の落下又は飛散の防止
- (4) 立木等の剪定
- (5) 雑草の除去
- (6) 動物、害虫等の駆除
- (7) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 条例第8条第2項に規定する同意は、緊急安全措置実施同意書（様式第3号）により、措置対象空家の所有者等から得るものとする。

3 条例第8条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第4号）により行うものとする。